



# ビジネスと生物多様性を取り巻く国際動向

～ポスト2020生物多様性枠組を見据えて～

たなか りえ  
田中 里枝

株式会社日本経済研究所 国際本部 海外調査部 副主任研究員

## はじめに

今、金融セクターにおいて生物多様性に対する注目度が格段に増している。特に2020年以降、主要な金融機関のレポートや国際金融イニシアチブにおいて、生物多様性がESG金融における主要テーマとして扱われる場面が増加している。近く中国昆明で開催予定の「生物多様性条約第15回締約国会議（以下、CBD COP15）」において設定されるポスト2020生物多様性枠組（以下、ポスト2020枠組）を見据えて、多数の金融イニシアチブが動きを活発化させているほか、国・地域レベルでの財務情報開示規制の動きも出始めている。

生物多様性はなぜ今金融セクターで注目されているのか、今後企業活動にどのような影響が生まれ得るのか。本稿では、今ESG金融において急速に注目が高まる「生物多様性」を取り巻く動き、今後の展望および注視していくべき点について考察する。

## 1. 生物多様性は環境問題のルーツ

生物多様性とは、1985年にBiological Diversity（生物学的多様性）という言葉から派生し誕生した比較的新しい造語<sup>1</sup>であり、地球上に多様な生物が存在していることを指す<sup>2</sup>。自然や多様な生物を大切にするという概念は漠然と理解できるが、具体的に何を目指しどのような行動が求められているのであろうか。そもそも生物多様性に限らず、気候変動を含む環境問題全般の議論をリードしている欧米諸

国と、日本社会における認識の間に温度差を感じる場面は多い。取り組むべきという理論は分かるものの、その意義や意味が心底納得できていないまま、対応に迫られて困惑している日本企業も実態としては少なくないのではないか。その背景を理解する助けとなり得るべく、前段として生物多様性や気候変動が注目されるようになるまでの西欧における環境思想の変遷を紹介させていただきたい。

人間と自然との関係性が注目されるようになった背景は、産業革命以降から高まった自然保護思想に遡る。19世紀以降、産業革命により急速に工業化が進む一方、森林の減少や野生生物の絶滅など自然への悪影響が発生するようになり、人為的な環境破壊への恐れや反省から欧米諸国において自然保護活動が始まっていった<sup>3</sup>。

20世紀に入ると、公害による環境破壊や、土地利用の変化による森林・湿地や野生生物の減少がより深刻化し社会的注目を集めるようになり、環境保護に関するさまざまな思想が生まれていく。中でも大きな反響を呼び起こしたのは、リン・ホワイ特が1976年に発表した『生態学的危機の歴史的起源』である。ホワイ特は環境悪化の歴史的根源にはユダヤ・キリスト教の教義があり、キリスト教は環境破壊の大きな責任があると指摘した。『旧約聖書』『創世記』に象徴される教義は「神による物的創造のすべての項目が人間に奉仕するという以外の目的を持っていない」ことを人間に明示し、人間が自然を搾取できるようにしたというのである。

<sup>1</sup> E.O.Wilson (ed.), F.M. Peter (associate ed.), Biodiversity, National Academy Press, 1988

<sup>2</sup> 多様性の定義は大きく分けて①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝的多様性の3つからなる。

<sup>3</sup> 1895年には現在もイギリス最大の自然保護NGOとして活動を展開するナショナルトラストが設立された。



#### 【田中里枝氏のプロフィール】

みずほ銀行、社会的インパクト投資機関、ILO 駐日事務所を経て2021年より現職。モントレー国際大学院修士（MPA）、筑波大学第三学群国際総合学類卒。ESG・SDGs（気候変動、生物多様性、人権等に係る政策・企業動向等）関連調査に従事。

神はノアとその息子たちを祝福して言われた。  
「産めよ、増えよ、地に満ちよ。あらゆる地の獣、あらゆる空の鳥、あらゆる地を這うもの、あらゆる海の魚はあなたがたを恐れ、おののき、あなたがたの手に委ねられる。命のある動き回るものはすべて、あなたがたの食物となる。あなたがたに与えた青草と同じように、私はこれらすべてをあなたがたに与えた。」（『旧約聖書』「創世記」9章1－3節<sup>4</sup>）

西欧社会の基礎をなす宗教が環境問題を誘発しているというホワイトの主張は、キリスト教への攻撃として受け止められ、社会に大きな動揺をもたらした。

ホワイトの主張に対し、1974年にジョン・パスモアが唱えたのが、人間が神の代理人「スチュワード」として責任をもって自然の世話を任されているという「スチュワードシップ論」である。スチュワード（steward）とは執事、あるいは財産管理人などと訳される。パスモアはキリスト教的な世界観に基づくことによって「スチュワード」という人間中心主義的<sup>5</sup>な環境保全のあり方を思想的に提示した<sup>6</sup>。「スチュワードシップ」という言葉は現在金融用語として浸透しているが、キリスト教的思想が西欧の社会経済的仕組みに深く根ざしていることを示している。

金融におけるキリスト教の影響は実は大きい。ESG 金融の原点である社会的責任投資はキリスト教

倫理に反する会社に投資をしないという方針から生まれたものである。金融立国イギリスでは英国国教会の資産管理団体 National Investing Bodies（NIBs）の存在感は現在も大きく、Transition Pathway Initiative（TPI）<sup>7</sup>など国際的な金融イニシアチブで強いリーダーシップをみせている。

一方で、日本に古くから根付いているといわれるアニミズムは、山、海、川、動物、植物にいたるまですべてのものに神が宿るとし、自然を克服すべき敵対者としてみなすのではなく、自然に対し畏敬の念を抱く思想である。人間が神から自然の支配を許されているというキリスト教・ユダヤ教の思想とは対極的であるといえよう。西欧における環境思想にはキリスト教の教義が影響しており、また ESG 金融の背景にもキリスト教の思想が根付いているという点を踏まえると、西欧社会と日本における環境問題や ESG 投資への意識に温度差が生まれてくるのは当然のことかもしれない。

こうして産業革命後に誕生した自然保護思想は、宗教的背景を含むさまざまな環境思想の変遷を経ながら、国際的な自然保護運動や環境 NGO の誕生へと繋がっていく。現在気候変動分野で国際的な議論をリードする世界自然保護基金（WWF）も、当初は野生生物の保護や生態系の保全といった自然保護を使命として発足し、徐々に活動を拡大していった。そして1971年に初の国際環境条約として水鳥の生息地である湿地保全を目的としたラムサール条約

<sup>4</sup> 日本聖書協会ホームページより

<sup>5</sup> 人間中心主義は、自然を人間のために存在するとみなし、人間の利益を保護するための環境保護を重視する思想。

<sup>6</sup> 「自然保護を問いなおすー環境倫理とネットワーク」鬼頭秀一（1996）

<sup>7</sup> 2017年に発足した金融イニシアチブで、企業の脱炭素に向けた取り組みを評価するベンチマークを作成、投資家に発信している。

が発足、続く1973年には絶滅が危惧される野生生物の国際取引に関するワシントン条約が誕生した。その後1985年に地球温暖化に関する初めての国際会議であるフィラハ会議が開催されたのを皮切りに、国際社会において気候変動の議論が高まっていったのである。このように、生物多様性は実は気候変動が議論される前から社会的に注目され、国際的枠組が構築されてきた、現代の環境問題のルーツともいえるだろう。

## 2. 「生態系サービス」「自然資本」という概念と金融プレイヤーの参画

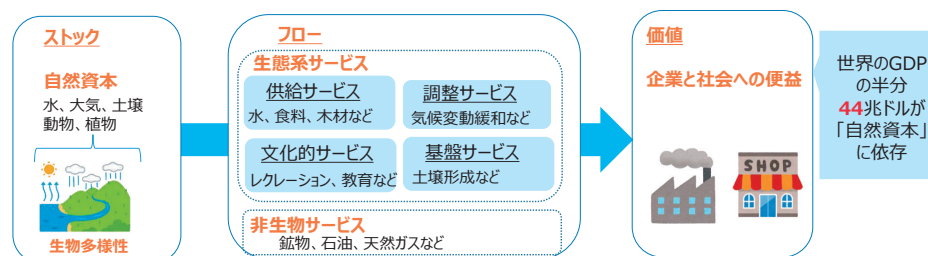
1992年に開催されたりオ地球サミットにて、生物多様性条約と気候変動枠組条約は同時に採択された。この二つの条約は誕生時期が等しく、初期の署名国数もほぼ同じという「双子関係の条約」と呼ばれるが、その後の歩みは大きく異なっていく。気候変動については1997年の京都議定書採択以降、温室効果ガス（以下、GHG）排出削減という定量化が可能な国際的指標が設定され、達成に向けて世界的な取組みが進められていく。一方生物多様性については、対象となる生物や地域が複雑かつ多岐にわたることから、統一された数値目標の設定・インパクト

評価が難しく、国際的な取組みは気候変動ほどの広がりを見せることはなかった。またその議論は生物学者や環境保護NGOが中心という状況が続いた。

生物多様性を取り巻く議論の流れを大きく変えていくきっかけとなったのが、自然を人間に経済的利益をもたらす資産と捉える「生態系サービス」および「自然資本」という概念である。2005年の国連ミレニアム生態系評価、そして2007年に提唱されたThe Economics of Ecosystem and Biodiversity（生態系と生物多様性の経済学。以下、TEEB）<sup>8</sup>で示されたこの概念では、生物多様性を基盤とする生態系によって支えられている「生態系サービス」を、食料や素材などの「供給サービス」、気候調整や自然災害防護などの「調整サービス」、レクリエーションや教育などの非物質的利益である「文化的サービス」、他の生態系サービスを支える「基盤サービス」の4つに分類している。TEEBではこうしたサービスの供給源としての自然を「自然資本」と呼び、経済学で用いられるストック（資本）、フロー（便益）という概念を当てはめることで、多くの市場関係者や政策関係者の関心を引き付けることに繋がった。

自然資本の概念は2014年に設立された自然資本連合（以下、NCC）<sup>9</sup>により国際基準化が進められ、

図1 自然資本のストック・フロー・価値



出所：Natural Capital Coalition「自然資本プロトコル」2016.7を元に日本経済研究所作成

<sup>8</sup> TEEBとは、2007年3月、ドイツ・ポツダムで開催されたG8+5カ国の環境大臣会合で、欧州委員会とドイツにより提唱されたプロジェクト。「気候変動の経済学に関するスターンレビュー」で提唱された早期対応と政策変更の機運に倣い、生態系と生物多様性の損失に関する経済学について、同様のプロジェクトが実施された。2008年5月に発行された中間報告「The Economics of Ecosystems and Biodiversity (TEEB)」は生物多様性版スターンレビューとして国際的反響を呼んだ。

2016年に発表された「自然資本プロトコル」において経営の中に自然資本マネジメントを取り入れるための標準的な考え方と手順がまとめられた。NCCには、サステナビリティ報告の国際基準を定める非営利団体グローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative：以下、GRI）<sup>10</sup>、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）<sup>11</sup>などが立ち上げメンバーとして加わる他、世界銀行、クレディ・スイスなどの民間金融機関、デロイト、EY、KPMG、PwCなどの大手監査法人が積極的に参加した。この頃から、生物多様性・自然資本関連の動きに金融関係者の参画が目立ち始めるようになる。

### 3. 今金融セクターにおいて生物多様性への注目が急速に高まっている背景

特に2020年以降、国際金融セクターにおいて生物多様性への関心が急速に高まっており、生物多様性をテーマに扱うレポートが多数発行されている。2020年1月に世界経済フォーラムが発表した「Nature Risk Rising<sup>12</sup>」「Global Risks Report 2020<sup>13</sup>」は、世界のGDPの50%以上に相当する44兆米ドルの経済価値生成が自然資本に依存していると指摘。自然環境にプラスの影響を与える「ネイチャー・ポジティブ」な経済活動への移行により、2030年までに10兆ドルのビジネスチャンスと、3億9,500万人の新規雇用を創出すると報告した。また責任投資原則（Principle for Responsible Investment：以下、PRI）は2020年9月に「Investor Action on

Biodiversity：Discussion Paper」を発行、投資家に生物多様性に配慮した投資行動を提唱している。

昨今、金融セクターで生物多様性への関心が高まっている背景として、①気候変動およびコロナとの関連性による社会的関心の高まり、②COP15開催&ポスト2020枠組設定が間近というタイミング、③ESG金融の拡大と自然関連財務情報開示の動きが挙げられる。

生物多様性と気候変動との関連性は強い。温室効果ガスの排出は人間の土地利用の変化や工業化が大きな要因であるが、それらは森林の減少や海洋汚染といった自然へのネガティブインパクトを引き起こすことで、さらなる気候変動に繋がっている。また気候変動に伴う異常気象は大規模な自然災害を発生させたり、野生生物の生息地を脅かしたりという形で生態系に影響を与えている。生物多様性と気候変動は相互にリンクした関係であり、どちらか一方のみの対応では不十分で、どちらも同時に取り組まなければいけない課題というのが国際社会における共通認識になってきている。

また新型コロナウイルスの発生により、感染症が社会経済にもたらす影響が改めて浮き彫りにされた。新型コロナウイルスなど動物由来感染症は生態系の変化（野生生物と人間との関係性の変化）が影響していると指摘されており、感染症予防という観点からも生物多様性への対応の重要性が国際社会で議論されるようになってきている。2021年6月にイギリスで開催されたG7サミットでは、「ワンヘルス」という概念のもとに生物多様性に取り組むこと

<sup>9</sup> Natural Capital Coalition、現在は資本連合に統合。

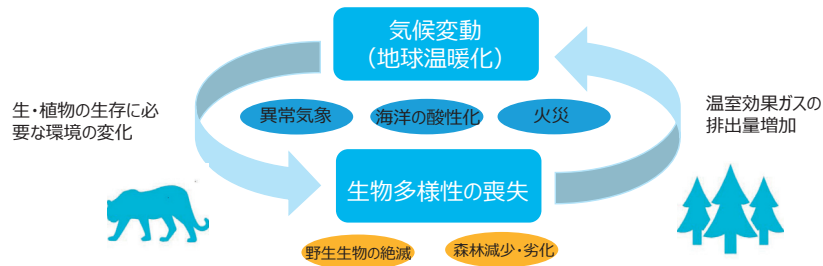
<sup>10</sup> GRIは、本部をオランダのアムステルダムに置くサステナビリティ報告書のガイドラインを制定している国際的な非営利団体。GRIは、持続可能な経済への変化を促進するサステナビリティ報告書のガイドライン作成を目的としている。

<sup>11</sup> 持続可能な開発を目指す企業のCEO連合体で、企業が持続可能な社会への移行に貢献するために協働している。

<sup>12</sup> [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_New\\_Nature\\_Economy\\_Report\\_2020.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_New_Nature_Economy_Report_2020.pdf)

<sup>13</sup> [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_Global\\_Risk\\_Report\\_2020.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Risk_Report_2020.pdf)

図2 気候変動と生物多様性の関連性



出所：WWF『地球温暖化による野生生物への影響』を参考に日本経済研究所作成

が首脳レベルで話し合われ、「2030年までに世界の陸地及び海洋の30%を保全する」という生物多様性に関するコミットメントが示された<sup>14</sup>。

#### 4. ポスト2020枠組ドラフトでは ビジネスに関する数値目標が増加

2021年が生物多様性 COP15、気候変動 COP26の開催年という重要なタイミングであるということも、注目が高まっている要因であろう。これまで生物多様性条約締約国が取組みを進めるうえでの目標としてきたのは、生物多様性枠組条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「戦略計画2011-2020（通称：愛知目標）」である。2020年9月に IPBES（IPCC の生物多様性版）が公表した地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）では、愛知目標はすべての項目で未達成という結果であったが、生物多様性 COP15では、愛知目標に次ぐ今後10年間の新たな目標として「ポスト2020生物多様性枠組」が議論される<sup>15</sup>。2021年7月発表されているポスト2020枠組のファーストドラフト<sup>16</sup>には、愛知目標では2個のみであった数値目標を含むターゲットが8個に増え

ており、かつビジネスに関連するターゲットもこれまで以上に多く設定されている。またすべての企業に生物多様性への依存度と影響を評価および報告し、マイナスの影響を少なくとも半分に減らすよう求めるターゲットが含まれるなど、企業活動に大きな影響が発生する内容になっている。生物多様性に関する世界的なビジネスネットワーク Business for Nature<sup>17</sup>は2020年8月に発表されたゼロドラフト内容に対し、よりビジネスにフォーカスした修正案をポジションペーパーで提示しており<sup>18</sup>、そういったビジネス・金融界の声を反映してドラフト案の修正がなされたとみられる。ポスト2020枠組は今後10年間の方向性を決める枠組であることから、目標設定に向けて各国・地域やイニシアチブがそれぞれの立場から働きかけを行っており、最終的な枠組では更に企業活動に関する項目が増えていく可能性もある。

#### 5. ESG 金融の拡大と自然関連の 国際イニシアチブ誕生

金融業界が生物多様性に注目する背景として大きいのは、ESG 投資の主流化と国際的に進む自然関

<sup>14</sup> CARBIS BAY G 7 SUMMIT COMMUNIQUÉ (2021)

<https://www.g7uk.org/wp-content/uploads/2021/06/Carbis-Bay-G7-Summit-Communique-PDF-430KB-25-pages-3-1.pdf>

<sup>15</sup> 2021年10月中国昆明で開催される予定であった COP15は事前の交渉がまとまらず日程が再延期され、目標の最終設定は2022年春に持ち越されることになっている

<sup>16</sup> <https://www.cbd.int/doc/c/abb5/591f/2e46096d3f0330b08ce87a45/wg2020-03-03-en.pdf>

<sup>17</sup> 2019年に発足した国際イニシアチブで、自然破壊からの回復と生態系保護のための包括的アクションを企業に求めている。

<sup>18</sup> Business for Nature position on the CBD updated zero draft of the Post-2020 Global Biodiversity Framework

図3 ポスト2020生物多様性枠組ファーストドラフトにおけるターゲット

2030アクションターゲット	
1. 生物多様性への脅威の削減	
1 全ての陸域・海域を空間計画下に置く	11 大気、水の質と量の調節に貢献
2 劣化した生態系を少なくとも20%回復に向かわせる	12 人間の健康と福祉のための緑地・親水空間への（特に都市部の住民を含む）人々のアクセス増加
3 陸域・海域重要地域を少なくとも30%保護	13 遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
4 種の回復・保全に向けた行動を起こし、野生生物との軋轢を削減	3. 実施と主流化のためのツールと解決策
5 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に	14 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化・影響評価への統合
6 外来種の侵入率を少なくとも50%削減し、優先度の高い地域での外来種の影響を減らす	15 全てのビジネスがサプライチェーン上の生物多様性への依存度と影響を評価・報告し、マイナスの影響を少なくとも半減させる
7 環境に失われる栄養素の半減、農業の2/3削減、プラ廃棄物削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減	16 責任ある消費の推進により、廃棄物を半減、過剰消費を削減
8 エコシステムベースアプローチを通じて気候変動緩和・適応に年間10GtCO <sub>2</sub> e貢献	17 バイオセーフティ措置の確立・実施によりバイオテクノロジーによる悪影響を削減
2. 持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たすこと	18 最も有害な補助金年間5,000億米ドル以上の削減・見直し、生物多様性へ有益または中立性を確保した公的・民間の奨励措置の確保
9 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保	19 国内・国際資金年間2,000億米ドル増加、途上国への資金年間100億米ドル増加、能力構築、技術・科学協力を強化
10 生態系の保全と持続可能な利用に配慮した農業・漁業・林業	20 啓発、教育、研究により伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理
	21 生物多様性に関する意思決定への公平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

赤字は数値目標  
  は特にビジネスに関連するターゲット (出所) UNEP

出所：UNEP

連財情報開示の動きだろう。PRI が2006年に発足してから拡大を続ける ESG 金融市場は、既に35.4兆ドル（約3,900兆円）規模にまで成長し、今や金融のメインストリームとなりつつある<sup>19</sup>。ESG 金融を推し進める大きな背景となってきたのが、気候変動への取り組みやインパクトを投資判断として重視する動きだ。ESG 投資の拡大によって、企業はもはや CSR の一環としてではなく、自らの企業価値をかけた経営戦略として環境問題に取り組む必要性に迫られるようになってきている。そして ESG 金融において先進的に枠組が構築されてきた気候変動に次ぐ形で、新たなテーマとして注目を集め、ESG 金融エコシステムが構築されつつあるのが生物多様性・自然資本の分野といえる。

2020年9月に発足した「生物多様性のためのファイナンス協定 (Finance for Biodiversity Pledge)<sup>20</sup>」では、金融世界大手が事業および投資運用において生物多様性へのプラスのインパクト転換にコミット

を発表している。同協定には2021年9月現在75機関が署名しており（日本からは、りそなアセットマネジメントのみ署名）、2024年までに①協働と知見共有、②企業とのエンゲージメント、③生物多様性インパクト評価、④目標の設定、⑤報告の公表、を実施することを約束している。

その他、生物多様性に関する財務情報開示や目標設定、インパクト評価のイニシアチブが続々と誕生している。いずれも気候変動で発足したイニシアチブに倣ったものであり、参画する主要プレーヤーも重複している。特に注目を集めるのは、2021年6月に気候関連の財務開示に関するタスクフォース（以下、TCFD）に倣ったイニシアチブとして発足した自然関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Nature-related Financial Disclosures: 以下、TNFD) であろう<sup>21</sup>。TNFD は自然にとってマイナスとなる資金の流れを減らし、ネイチャー・ポジティブな資金のフローを生み出すことをミッション

<sup>19</sup> 2021年7月19日日経新聞「世界の ESG 投資額35兆ドル 2年で15%増」

<sup>20</sup> 29金融機関にて発足、2021年9月現在36機関がメンバーとして参画、75機関が署名。欧州の金融機関が中心だが、北米やオーストラリアの金融機関も署名している。アジアからは日本のりそなアセットマネジメントが唯一署名している。

<sup>21</sup> 2019年1月、世界経済フォーラム（ダボス会議）にて着想されたイニシアチブで、2020年7月から非公式作業部会にて準備を進めてきた後、2021年6月に正式に発足した。49社の民間企業を含む79組織によって構成。日本からは三井住友トラストアセットマネジメント、SusCon の2社が参画。

<https://tnfd.info/about/informal-working-group/>

図4 生物多様性に関連する国際金融イニシアチブ

✓ 連携強化	✓ 情報開示	✓ 目標設定	✓ エンゲージメント	✓ インパクト測定
<b>FfB</b> Finance for Biodiversity Pledge and Foundation	<b>TNFD</b> Taskforce on Nature-related Financial Disclosures	<b>SBTN</b> Science Based Targets Network	<b>NA 100+</b> Nature Action 100+	<b>PBAF</b> Partnership for Biodiversity Accounting Financials
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年に金融大手ら26社により発足。2024年までに投資運用における生物多様性インパクト測定・目標設定に向けて連携を進めることに合意</li> <li>アクサ、アリアンツ・フランス、トリオドス銀行、HSBCグローバル・アセット・マネジメント等が加盟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年6月、UNEP-FI等により発足した民主導の「自然関連財務情報開示に関するタスクフォース」※</li> <li>生物多様性喪失や生態系破壊がもたらす様々なリスク評価に必要な情報開示枠組みの策定を目指す</li> <li>2022年中にドラフト枠組み公表、2023年に最終化予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年設立の自然資本分野全般（気候変動、生物多様性、海洋、土地、水資源）での科学的根拠に基づく目標策定を掲げる国際イニシアチブ※</li> <li>目標設定の初期ガイダンスを2022年中に公表予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年6月、世界銀行が公表した自然資本にかかる機関投資家の集約的エンゲージメント・イニシアティブ構想</li> <li>気候変動対応の集団エンゲージメント・イニシアティブであるClimate Action 100+に做っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年9月、オランダ金融大手ASN銀行等により発足（気候変動インパクト測定手法PCAF）の生物多様性版</li> <li>金融機関の融資による生物多様性へのインパクト測定手法</li> <li>欧州中心に25の金融機関が署名</li> </ul>
	※Refinitive CEOとCBD（生物多様性条約）事務局長による共同議長	※ビジネス、アドボカシー、科学分野で世界的影響力の強いグローバル・ commons・アライアンスが発足		

出所：各種 HP を参考に日本経済研究所作成

としており、パリ協定、ポスト2020枠組、国連持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、資金ギャップを埋めることを目指している。今後約二年の開発・検証期間を経て、2023年までにTNFDの枠組が公表される予定である。TCFD同様に企業に強い影響を及ぼしていくのか、各方面から高い関心を集めている。

このように生物多様性においても気候変動同様のESG金融エコシステムが構築されつつあるが、一方で気候変動と生物多様性の根本的な違いはやはり定量化および評価の難しさである。生物多様性の評価ツールとしてENCORE（オンコア）<sup>22</sup>やIFCパフォーマンススタンダード<sup>23</sup>、EUタクソノミーなど、さまざまな基準や評価枠組が構築されつつあるが、気候変動におけるGHGのように国際的な共通指標として確立されるほどに成熟している段階とはいえない。今後どのツールが最終的に国際スタン

ダードとして定着していくか、当面は各機関で手探りが続いていくものと思われる<sup>24</sup>。

## 6. 国・地域レベルで進む財務情報開示規制

民間主導の国際イニシアチブと並行して、各国・地域レベルで自然関連の財務情報開示を規定する動きも出ている。EUではタクソノミーにおいて、生物多様性を6つの環境目的の一つとして掲げている<sup>25</sup>。生物多様性に関する経済活動の情報開示を定めており、対象はEU域内の大企業（従業員500名以上）や金融機関とされ、日本企業であっても条件に該当すれば対象となる。また2020年5月には欧州グリーンディールの一環として発表された「生物多様性戦略2030」において、今後10年間のEUの生物多様性保護政策の基本方針が示された。具体的には、EU域内の陸上及び海上のそれぞれ30%を保護

<sup>22</sup> 2021年5月に自然資本分野の国際金融業界団体「Natural Capital Finance Alliance (NCFA)」がリリースした、環境変化が経済に与える影響を整理及び可視化したオンライン・ツール。

<sup>23</sup> 公害防止や自然環境の保護、プロジェクトにより影響を受ける地域住民や労働者の人権保護のための基準。

<sup>24</sup> 各イニシアチブやツールの動向については追って調査レポートを発信予定。

<sup>25</sup> 欧州委員会「タクソノミー規則」

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020R0852>

の対象とするという数値目標が設定されている<sup>26</sup>。これは対外的には生物多様性 COP15で議論されるポスト2020枠組に関し、EUの提案を表明する意図があるとみられている。

イギリスでは2021年2月、英ケンブリッジ大学のパーサ・ダスグプタ経済学名誉教授率いるチームがまとめた生物多様性と経済の関係性を分析した「ダスグプタ・レビュー」の最終報告書が発表された。ダスグプタ・レビューは自然資本の状況、生物多様性と生態系サービスが経済活動に果たす役割などをまとめており、提言として自然を軸としたソリューションへの投資拡大や自然資本の考え方を導入した会計制度などを挙げている<sup>27</sup>。本レポートの内容を踏まえ、2021年6月にイギリス政府は生物多様性と動植物の生息地に利益をもたらすことを義務化するための環境法案を改正する方針を示した。具体的にはTNFDへの300万ポンドの資金拠出、自然資本の国民統計への組み込みに向けた国家統計局との協働、生物多様性をイギリス政府のグリーンファイナンス・フレームワークに組み込むことなどを掲げている<sup>28</sup>。2021年11月に開催される気候変動 COP26ホスト国であるイギリスはTNFDなど各種イニシアチブでも強いリーダーシップを示しており、環境・自然関連の枠組形成に国を挙げて取り組んでいる印象がある。

フランスでは2019年に制定されたエネルギー気候法29条施行令を発行し、2022年より気候変動とともに生物多様性に関する情報開示を投資家に義務付けることになった<sup>29</sup>。生物多様性の情報開示義務付けは世界に先駆けた措置となる見込みである。

このように、欧州を中心に生物多様性に関する財

務情報開示を企業に求める制度構築が進みつつある。基準に該当する場合は日本企業も対象となるうえ、今後対象企業の範囲が更に広まる可能性もあるので注視が必要であろう。

## 7. さいごに：今後生物多様性への取組みは不可避となるか

生物多様性は環境問題のルーツともいえるテーマであるが、定量化や評価の難しさがネックとなり気候変動ほどには国際的な取組みが拡大してこなかった。しかし気候変動に関連したESG金融エコシステムが確立されたことを背景に、同様の仕組みを生物多様性分野に構築していく動きが進んでいる。生物多様性・自然資本関連のさまざまなイニシアチブの多くは気候変動分野で確立されたイニシアチブを倣ったものであり、そこに参入するプレーヤーの顔ぶれもほぼ同様であるケースが多い。生物多様性は評価手法やレポーティングの仕方など未だ課題が多いため、自然資本関連財務情報開示が実務的に求められるまでのスピードは気候変動に比べ緩やかなものとなるかもしれない。しかし巨大なESG金融エコシステムが次なるテーマとして「生物多様性」を選び、新たなルールを形成し始めているとしたら、遅かれ早かれ日本企業も対応が迫られる日が来ることは間違いないであろう。今後10年間の方向性を決定づけるポスト2020枠組で具体的にどのような数値目標が設定されるのか。そしてその目標に基づき各イニシアチブはどういった対応を企業に求めてくるのか。今から注視しておき、今後の対応に向けた準備を始めておくことが重要であろう。

<sup>26</sup> 欧州委員会「生物多様性戦略2030」

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1590574123338&uri=CELEX:52020DC0380>

<sup>27</sup> Final Report - The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review

<sup>28</sup> <https://www.gov.uk/government/news/government-commits-to-nature-positive-future-in-response-to-dasgupta-review>

<sup>29</sup> 対象は運用資産額が500百万ユーロ超の機関となる。

<https://www.tresor.economie.gouv.fr/Articles/80af1116-2fcd-47d0-ad1d-ea24352e6295/files/273f9026-bbc4-4fc2-ba60-f86f6fe16c1f>